（３）-17　吹上海岸石切場跡

①概要

吹上海岸石切場跡は、相川市街地の北方、下相川地内の海岸段丘崖下の「吹上」とよばれる海岸部の標高 0～20m付近に立地しており、国指定名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。当該地は、流紋岩を主体とする火成岩によって形成されており、特に同地で見られる流紋岩は、球顆（溶岩に含まれる気泡内に石英が結晶化したもの）の発達した球顆流紋岩が多く、他の流紋岩との識別が容易である。石切場跡はこのような球顆流紋岩を主体とした露岩部に存在している。

平成 19 年度に実施した詳細分布調査では 23 ヶ所の砕石域、206 ヶ所の矢穴・矢穴痕、14 ヶ所のノミ跡、1 ヶ所の刻印が確認された。北部の石切場跡では矢穴はほとんど見ることができないが、方形に石材を切り出した痕跡が部分的に見られ、これらの壁面には石材を切り出す際に付けられた鑿跡が確認できる。一方で南部の石切場跡では、北部に比べ石材を切り出した痕跡が集中して見られる状況にある。これは石材となる部位に質の低下を招く節理等が入らないよう良質の部分のみを切り出したためで、方形もしくはそれに近い形で切出しを行った痕跡が認められる。現在標高 20m前後の崖の西側斜面では、石材の切り出しが続けられたことによって岩場が掘り下げられ、その結果現在の景観を形成していると推測される。周辺部や崖の壁面には石材を切り出す際に穿たれた矢穴跡や切り出し用の溝を彫る際に付けられた鑿跡、石材を切り出した痕跡が無数に残る。また、やや沖の岩礁部や波打ち際でもこのような矢穴や石材を切り出した痕跡が確認できることから、良質の石材を求めて海面に近い場所でも作業が行われていたと考えられる。また、部分的に削岩機を用いた採石の痕跡と考えられる直径 3 ㎝前後の円柱状の溝が認められ、近代まで採石が行われていたことがわかる。

吹上海岸は球顆流紋岩が多く、鉱山で最も需用が多かった鉱石粉成用の石磨（上磨）の供給地であった。吹上海岸では、江戸時代に石磨の材料として石材が盛んに切り出されたのち石切町で加工されて、鉱山に供給されていた。こうして製作された石磨は夥しい量にのぼり、現在でも相川市街地内や山中の鉱山遺跡等で目にすることができる。このようなことからも吹上海岸石切場跡は、江戸時代に相川金銀山へ石磨を供給し続けた重要な石切場であることがわかる。

②史跡の現状

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見ることができる。当該地は南北 2 ヶ所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、土砂の堆積が無く、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。また、海岸線と沖の岩礁部間の水面下を見ると、切り出された石材の一部と考えられる直径 1mを超える比較的大きな礫が散在している。

項　目	内　容
指定面積	12,949.400 ㎡
土地所有	公有地（国有地）　※漁業権者（佐渡漁業協同組合）
土地利用	海浜
地目	海岸・海面
遺構	石切場跡

項　目		内　容
遺構分布		・指定地全域に石切場跡が広がる。
施設分布	史跡整備関連施設	駐車場・休憩施設（ベンチ・テーブル）・海浜部アクセス通路・階段護岸、消波ブロック（いずれも史跡指定地隣接地）、史跡名称柱
	関連文化財	県指定史跡相川鉱山遺跡鎮目市左衛門墓（史跡指定地隣接地）
	その他	県道（両津・鷲崎・佐和田線）が史跡指定地に隣接している。
維持管理状況		海岸部は新潟県（所管：国土交通省）
公開活用状況		・指定地に隣接する駐車場から海浜部の遺構分布地まで自由に見学できる。
法規制		文化財保護法（重要文化的景観、名勝佐渡海府海岸（保存管理区分：特別規制区域Ａ）） 景観法（佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観特別区域） 海岸法（一般公共海岸区域） 自然公園法（第 2 種特別地域、普通地域） 漁業法（漁業権占有区域） 新潟県屋外広告物条例（許可地域）
調査等の履歴		平成 19～20 年度　分布調査（平成 21 年　報告書刊行）
自然条件	地形・地質	・指定地は、海岸段丘が発達した外海府海岸の海岸沿いに立地する。 ・遺跡は流紋岩を主体とする火成岩によって形成されており、特に同地で見られる流紋岩は、球顆（溶岩に含まれる気泡内に石英が結晶化したもの）の発達した球顆流紋岩が多い。球顆流紋岩は石磨等の石材として切り出された。
	植生	・環境省の 2001 年の調査（第 6 回･第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると指定地の海岸部はススキ群落、一部を含む海岸沿いの斜面林は、イヌザクラ・コナラ群落とカシワ群落となっている。 ・クロマツが岩塊頂部に数本みられる。また海浜部にハマエンドウ等の海浜植物もみられる。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-261：南側史跡指定地

写真 2-262：南側史跡指定地（海から）

写真 2-263：北側史跡指定地

写真 2-264：切り出し痕

写真 2-265：切り出し痕と矢穴

写真 2-266：矢穴

写真 2-267：史跡名称柱

写真 2-268：史跡指定地に隣接する駐車場、広場と県道への取付き部

写真 2-269：鎮目奉行の墓（南側史跡隣接地）

写真 2-270：球顆流紋岩製上磨の例

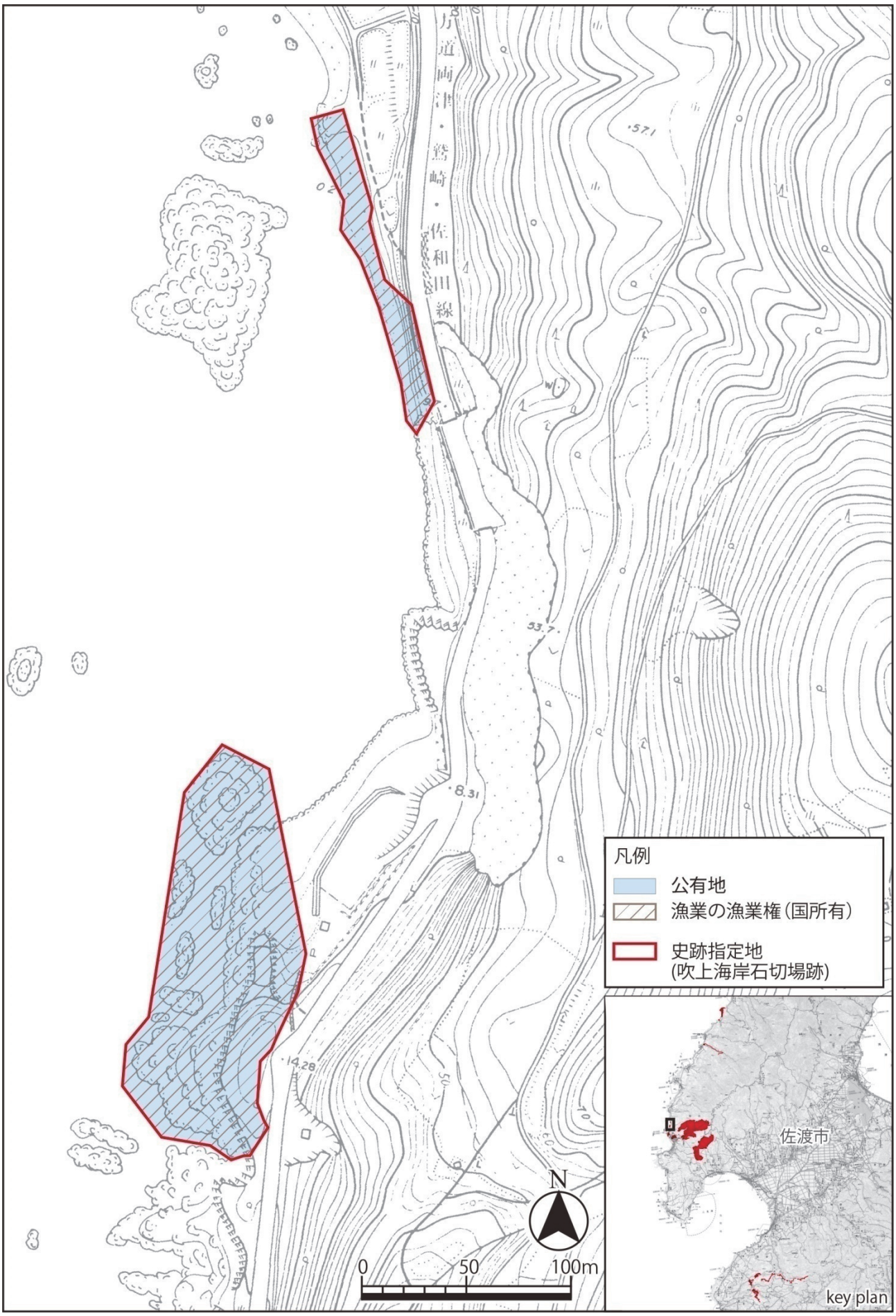

図 2-81：吹上海岸石切場跡土地所有図

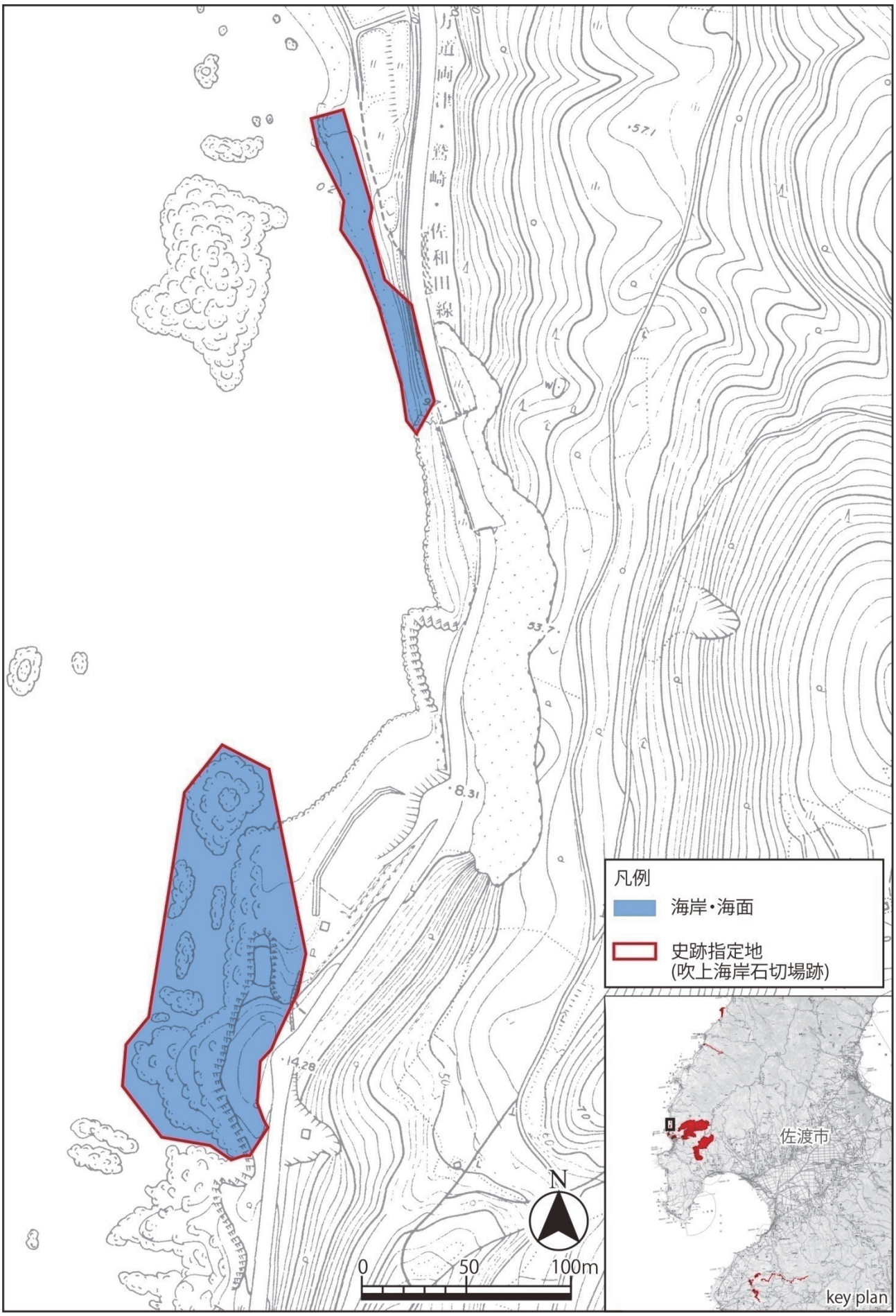

図 2-82：吹上海岸石切場跡土地利用図

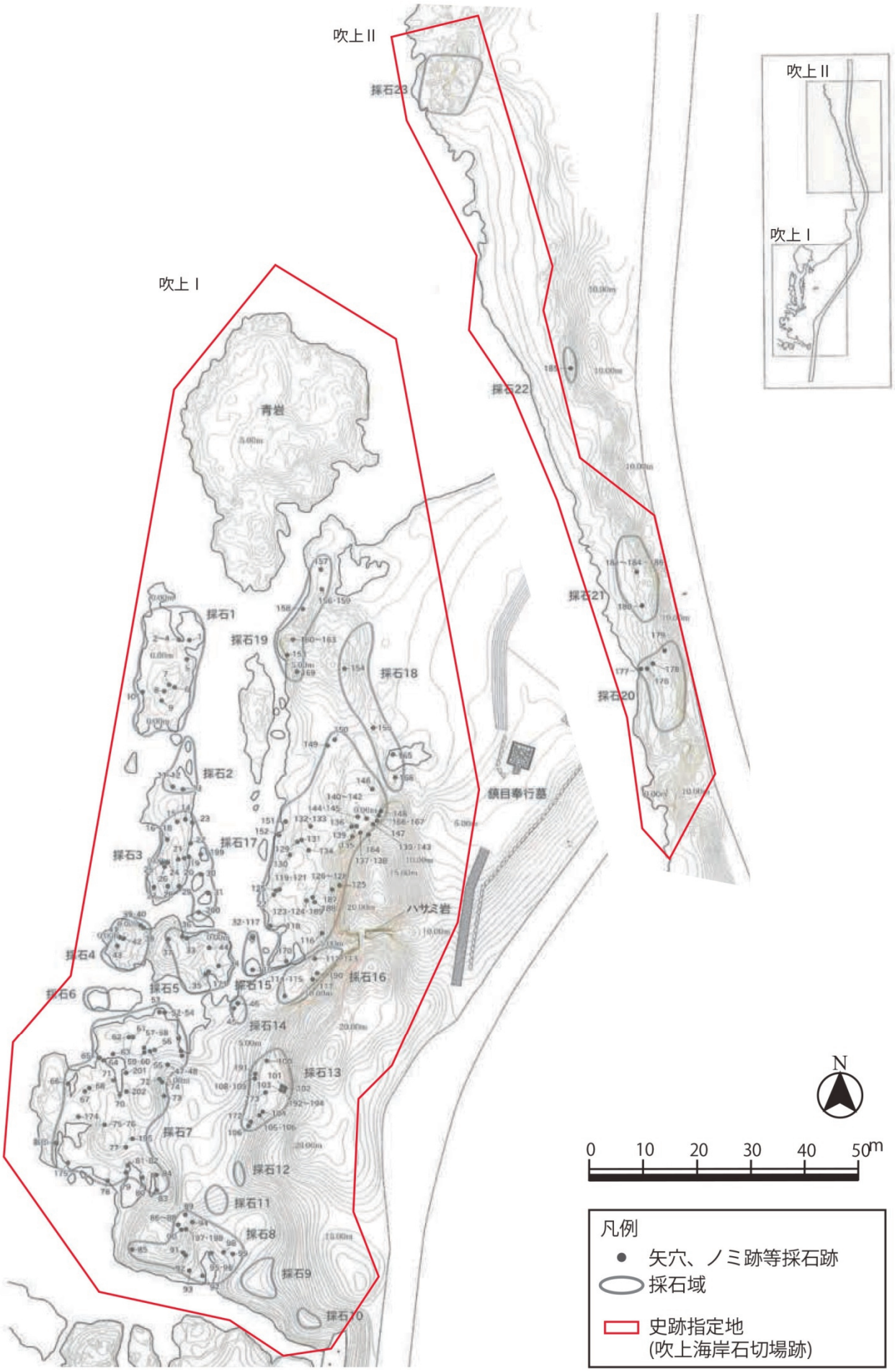

図 2-83：吹上海岸石切場跡遺構分布図

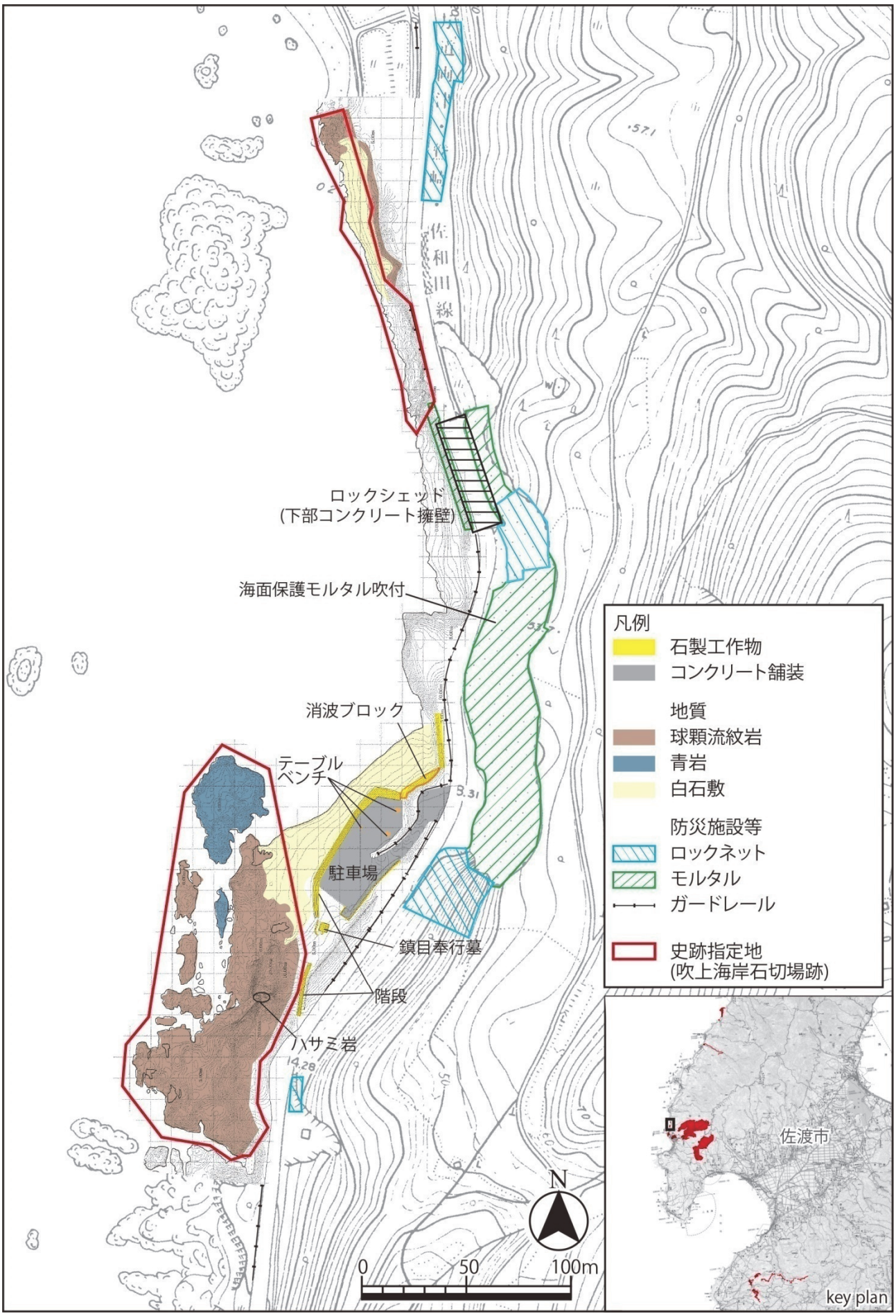

図 2-84：吹上海岸石切場跡施設分布図

（３）-18　片辺・鹿野浦海岸石切場跡

①概要

片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、相川市街地より北へ約 12 ㎞、外海府海岸沿いに所在する海岸段丘崖下の鹿野浦海岸を中心とする海岸部の標高 0～10m付近に立地しており、国指定名勝である「佐渡海府海岸」の特別規制区域内に含まれている。当該地周辺は、島内で唯一、緑色凝灰岩中に花崗岩礫を含む花崗岩質礫岩を産出し、他の岩石との識別が容易である。

平成 21 年度に実施した詳細分布調査では、14 ヶ所の採石域、105 ヵ所の矢穴・矢穴痕が確認された。現存する矢穴・矢穴痕の矢穴口長辺をみると、慶長期のものとされる長辺 15 ㎝前後のタイプはほとんど見られず、元和期前後のものとされる長辺 9～12 ㎝のタイプが一気に増加する傾向がみられ、6～9 ㎝前後のタイプがもっとも多くなり、6 ㎝未満のタイプが減少する傾向がみられる。これは、元和期に石切場が開かれたとする史料の記述を補完するものであり、金銀山で使用される石磨（下磨）の需要増加に伴い、江戸時代前期～中期にかけて採石が盛んとなったことが要因と考えられる。北側の海岸線では、海岸線に堆積する 60～100 ㎝前後の岩塊の中に矢穴痕を伴うものが多く見られることから、石切場から切り出された石材の二次加工が行われた場所であったと推測される。また、一部では削岩機を用いて採石が行われたと考えられる直径 3 ㎝前後の円柱状の溝が認められることから、近代まで採石が行われていたことがわかる。

片辺・鹿野浦海岸は花崗岩質礫岩を産出し、金銀山で使用される石磨（下磨）の産出地であった。『佐渡年代記』などによれば、慶長年間に播磨国（摂津国ヵ）見影から「四兵衛」「源右衛門」の 2 人が来島し、相川の石切町（現在の下相川）に居住して、元和～寛永年間(1615～1643)頃、島内で金銀山に使用する石磨に適した石材を捜し求めた結果、片辺の鹿野浦で良質の石材を見つけ、同地に石磨用の石切丁場を開いたとあり、石切場の開始時期が判明している。以降、石磨（下磨）の石材供給のため、下相川の石工を中心に採石が続けられ、天和 2 年(1682)には 24 ヵ所の丁場があった。ここで採石された石材は、石船と呼ばれる船で下相川へ運搬され、下磨に加工されたうえで、金銀山に供給された。このようなことから片辺・鹿野浦海岸石切場跡は、江戸時代に相川金銀山へ石磨（下磨）を供給し続けた重要な石切場であることがわかる。

片辺・鹿野浦石切場跡には、吹上海岸石切場跡と同様に石材を切り出した痕跡や矢穴が遺存する。

②史跡の現状

石切場跡では、現在採石作業は行われていないが、江戸時代から近現代まで続いた石切丁場の痕跡を今も見ることができる。当該地は南北 2 ヶ所の海岸線に沿って露出する岩場にあたり、いずれも土砂の堆積が無いため、地表面において石材を切り出した痕跡を容易に確認できる。

項　目	内　容
指定面積	140,565.330 ㎡
土地所有	公有地（国有地：119,699.58 ㎡、県有地：668.00 ㎡、市有地：131.65 ㎡）、民有地（20,066.00 ㎡）　※漁業権者（佐渡漁業協同組合）
土地利用	海浜、山林、海岸・海面
地目	山林、原野、雑種地、公衆用道路、水路敷
遺構	石切場跡
遺構分布	・指定地全域に石切場跡が広がる。

項　目		内　容
施設分布	史跡整備関連施設	石製工作物、ロープネット（法面保護）
	その他	市道(南片辺 31 号)が北側史跡指定地に隣接する。現在車の通行は無い。
維持管理状況		・海岸部は新潟県（所管：国土交通省）が管理をしている。
公開活用状況		・指定地は海浜部として開放しているが、陸側から近づけないため、見学は困難な状況となっている。
法規制		文化財保護法[名勝佐渡海府海岸（保存管理区分：特別規制区域 A）] 景観法（佐渡金銀山特別区域）※平成 28 年 7 月設定予定 海岸法（一般公共海岸区域） 自然公園法（第 1 種特別地域、第 2 種特別地域、普通地域） 漁業法（漁業権占有区域） 新潟県屋外広告物条例（許可地域） 農業振興地域の整備に関する法律（農業振興地域　白紙地域）
調査等の履歴		平成 20～22 年度　分布調査（平成 23 年　報告書刊行）
自然条件	地形・地質	・指定地は、海岸段丘が発達した外海府海岸の海岸沿いに立地する。 ・片辺から鹿野浦に至る海岸線には花崗岩礫を多量に含む礫岩（花崗岩質礫岩）が分布し、片辺礫岩と呼称されている。片辺南海岸より鹿野浦に分布する塊状、無層理の片辺礫岩は、石磨の石材として切り出された。
	植生	・環境省の 2001 年の調査（第 6 回･第 7 回自然環境保全基礎調査 植生調査）によると指定地の一部を含む海岸沿いの斜面林は、カシワ群落となっている。

〈指定地の現況写真〉

写真 2-271：北側史跡指定地

写真 2-272：北側史跡指定地

写真 2-273：南側史跡指定地

写真 2-274：南側史跡指定地（海から）

写真 2-275：矢穴痕

写真 2-276：露岩に残された矢穴（一次加工品）

写真 2-277：岩塊に残された矢穴（二次加工品）

写真 2-278：採石により垂直に切られた崖

写真 2-279：花崗岩質礫岩

写真 2-280：花崗岩質礫岩製下磨の例（佐渡奉行所跡出土）

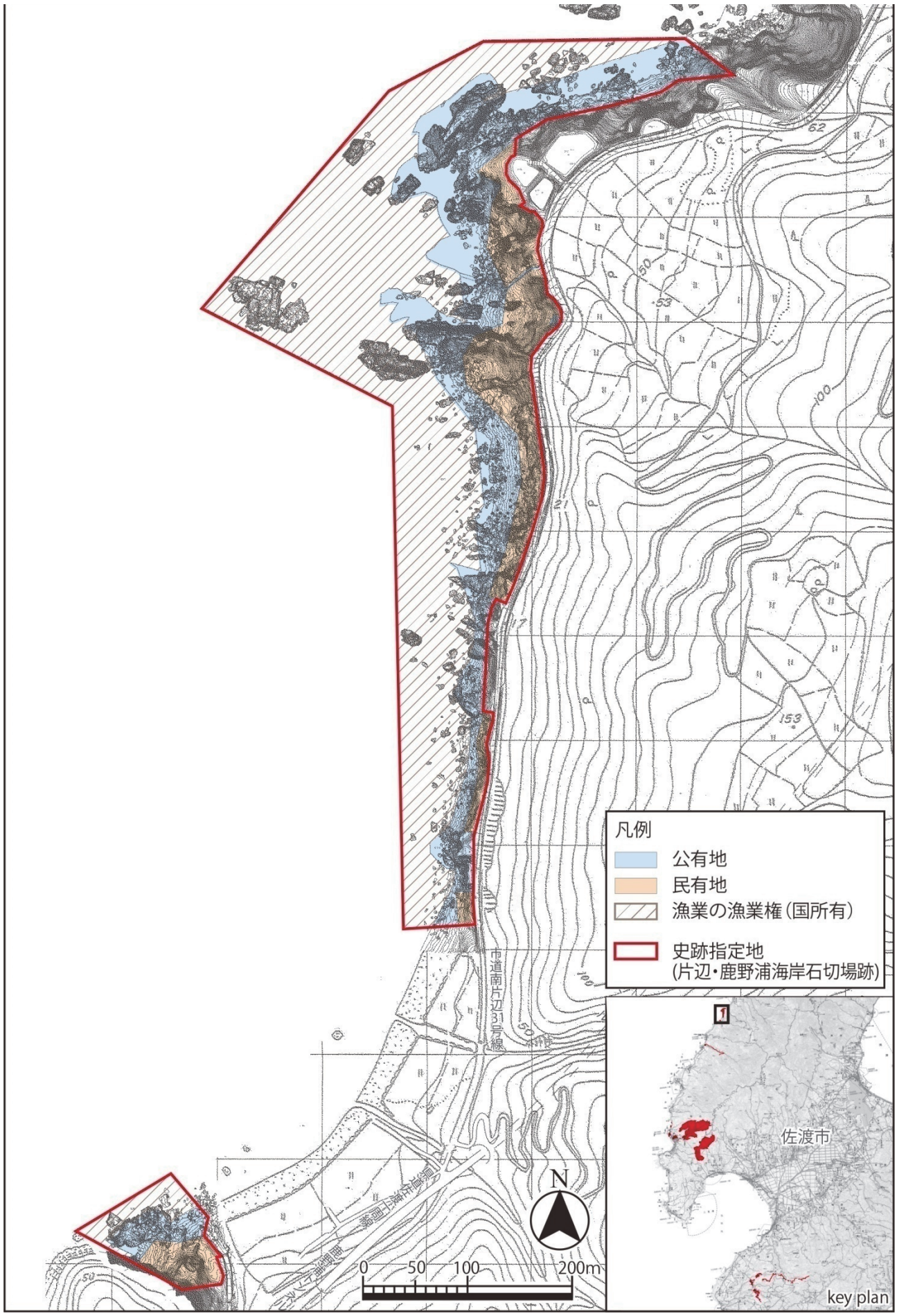

図 2-85：片辺・鹿野浦海岸石切場跡土地所有図

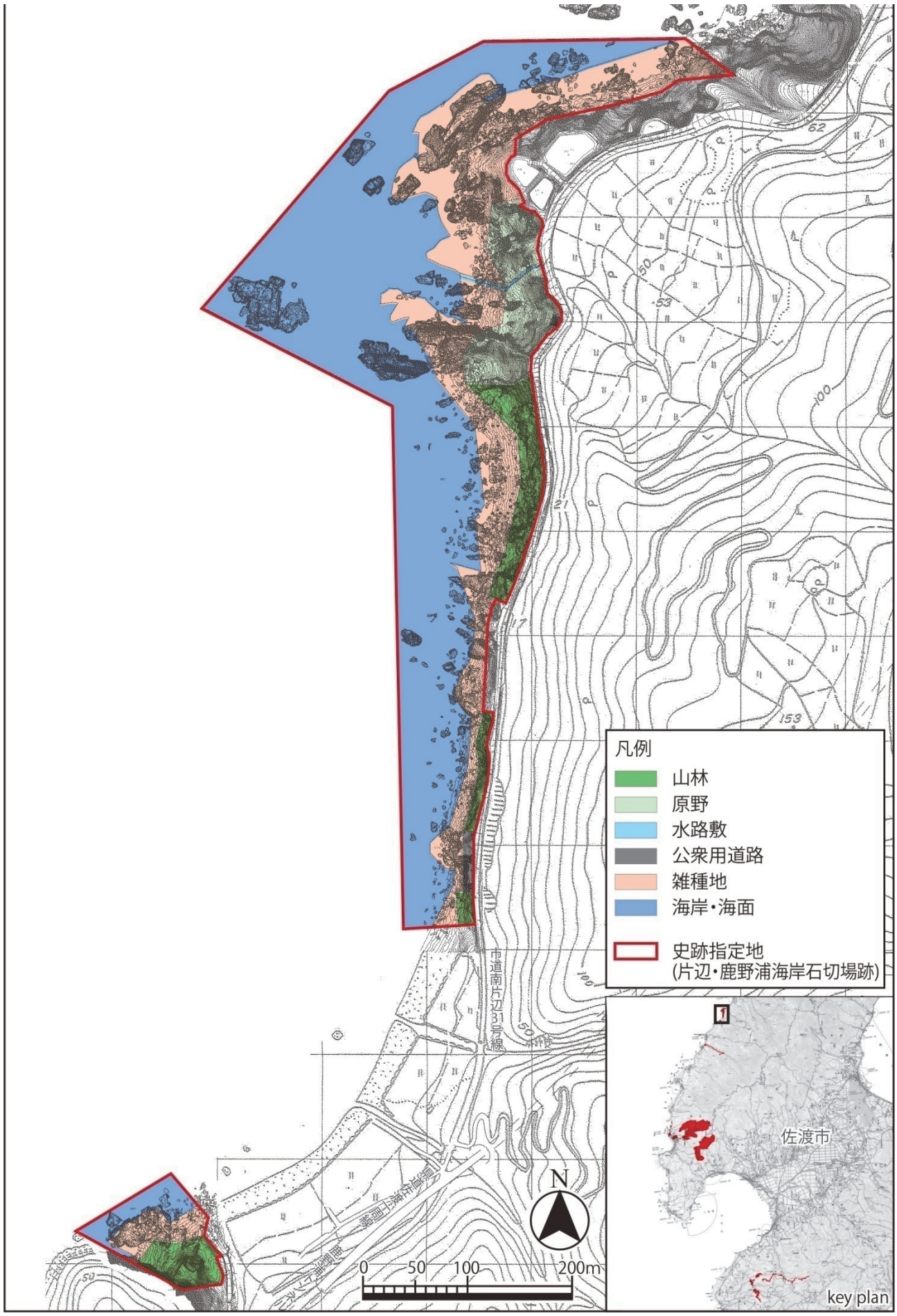

図 2-86：片辺・鹿野浦海岸石切場跡土地利用図

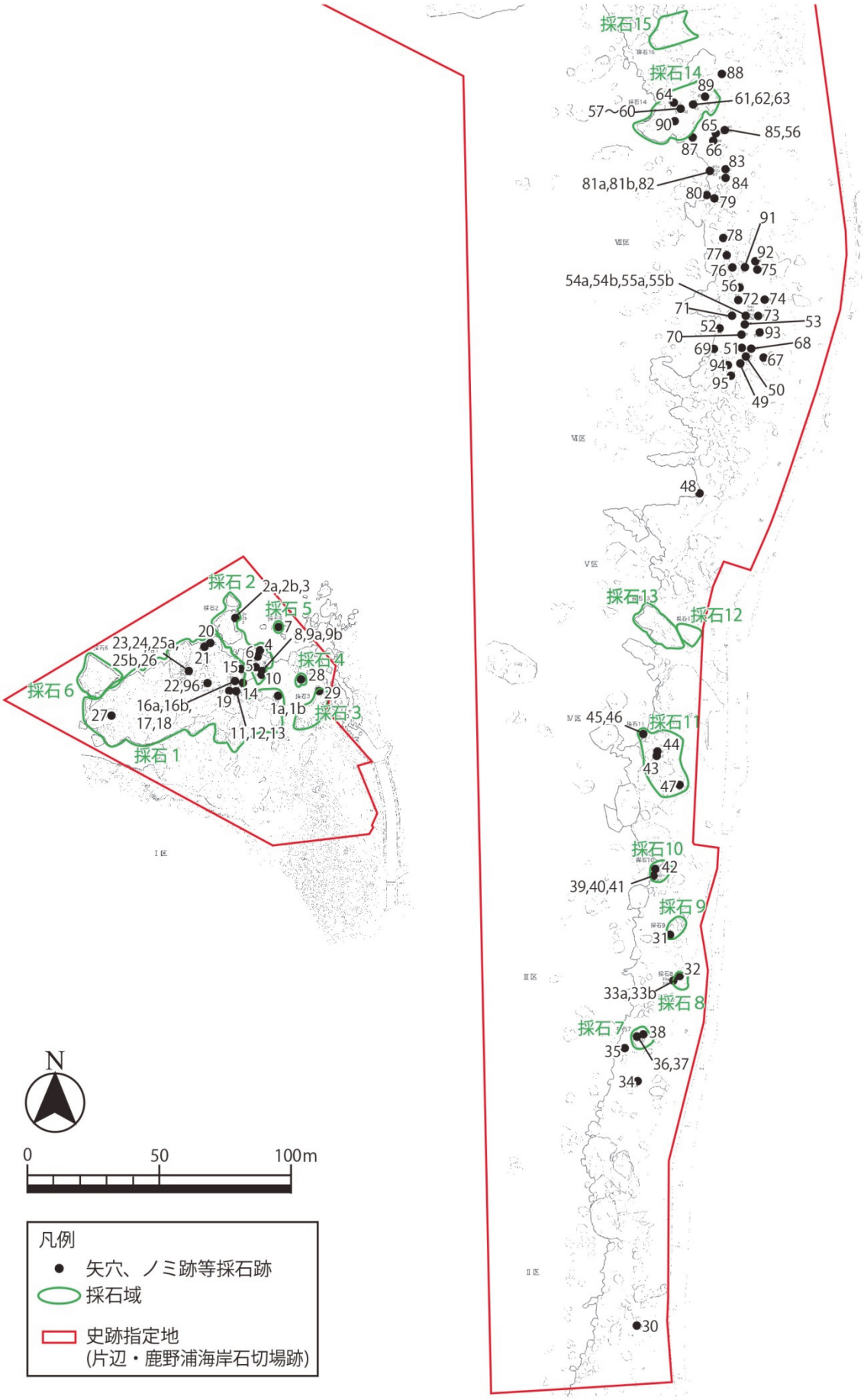

図 2-87：片辺・鹿野浦海岸石切場跡遺構分布図

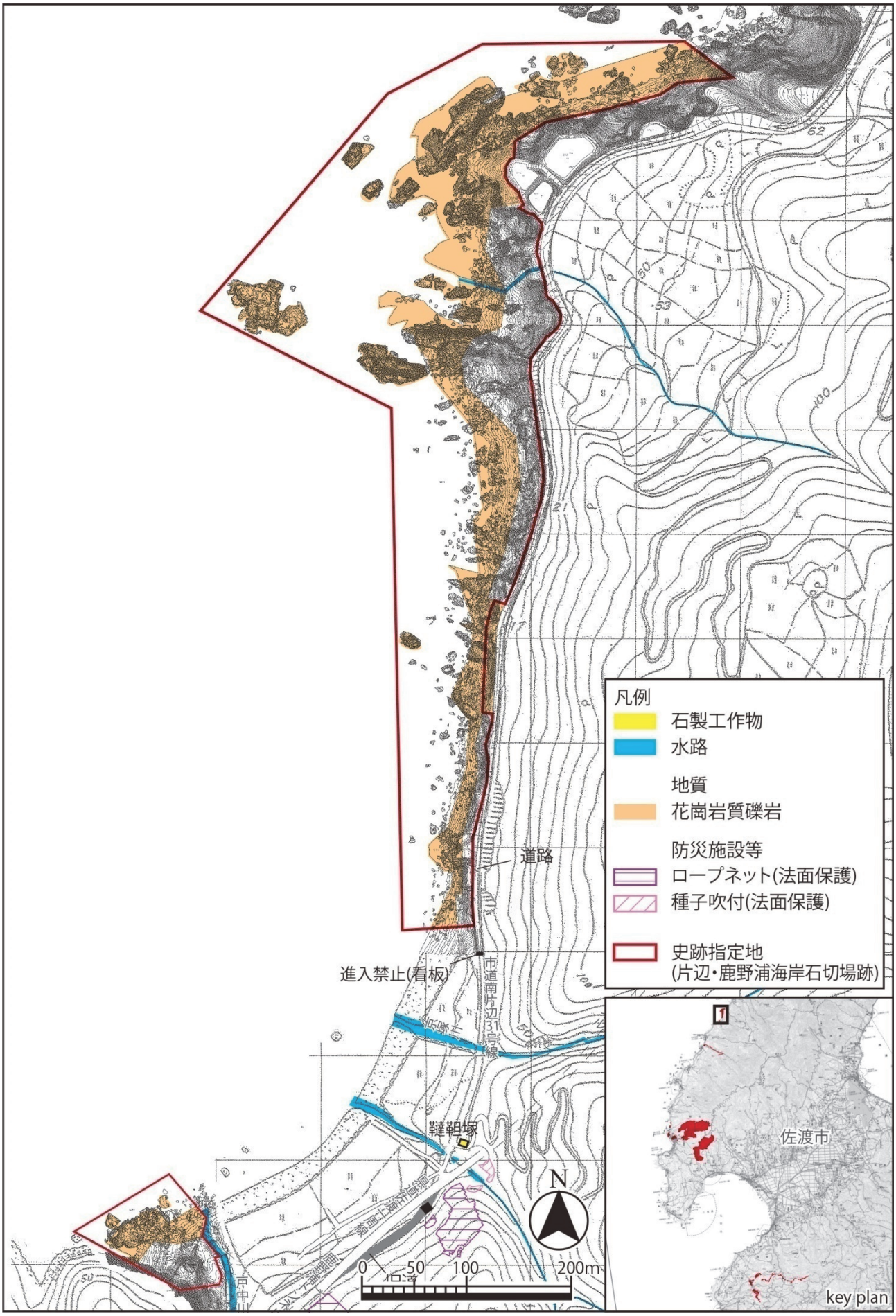

図 2-88：片辺・鹿野浦海岸石切場跡施設分布図

４．佐渡金銀山遺跡の本質的価値

史跡佐渡金銀山遺跡は、日本海に所在する面積 855.69km^2・外周 280.9km の佐渡島に位置する。

佐渡島は新潟県北西部に位置し、本土（佐渡－寺泊港間）とは約 40km 離れた海上にあり、古代から明治 9 年(1876)まで佐渡国（県）として独立した地域であった。

佐渡島は、南西から北東方向に連なる 2 列の山地、すなわち北部の「大佐渡山地」と南部の「小佐渡山地」と、これに挟まれた「国中平野」の 3 つの地勢から形成される。佐渡島は、沿岸の一部が名勝佐渡海府海岸・佐渡小木海岸に指定され、大佐渡山地が佐渡弥彦米山国定公園に、小佐渡山地が県立自然公園に指定されるなど自然豊かな島でも知られる。

大佐渡山地と小佐渡山地には金・銀・銅・鉛などの重要鉱物を産出する 50 ヶ所以上の鉱山がある。中でも金・銀は、古来より世界中でその希少性や輝きから時の権力者に重用され、富の概念や権威の象徴、貨幣素材として重要視されてきた。

50 ヶ所以上ある島内鉱山の中で、西三川砂金山・鶴子銀山・新穂銀山・相川金銀山は人々が希求して止まない金銀鉱物を豊かに包含し、かつ採掘規模が大きく、長期間にわたって稼働し、遺構や建造物が良好に遺存している鉱山である。

中近世から近現代に至る約 400 年間にわたり操業された金銀鉱山の、技術、経営、鉱山に暮らした人々の生活の変遷の歴史を示す遺構が佐渡という 1 つの島で点在しながらも、それぞれ良好に残る、我が国を代表する金銀山遺跡である。

○日本の鉱山史、経済史を理解する上で欠かすことのできない史跡である。

・平安時代末期から鎌倉時代初期に成立したとされる「今昔物語集」「宇治拾遺物語」に登場するように佐渡では金が豊富に採れることが知られていた。対象地は不明であるが、以降の鉱山開発の経緯や現在の島内河川における産金量から西三川砂金山である可能性が高い。

・12 世紀以降、金や銀は我が国の対外貿易、とりわけ最も関係の深い中国との決済に使用されるなど、国家にとっても欠かせない鉱物であった。

・15 世紀後半に至ると中国の国内税が銀納化されたことにより、世界的な銀需要が一層高まることとなった。国内でもこうした動きに呼応して、16 世紀には石見銀山や鶴子銀山、新穂銀山を始めとして多くの銀鉱山が戦国大名や国人衆らにより開発され、産出した銀は領国経営強化や戦費として利用されたると同時に南蛮貿易等を通じて世界にも供給された。

・16 世紀後半に国家の実権を握った織田信長は、希少品などの高額取引において金銀が使用される状況を受け、国内通貨であった銅銭との換算比率を初めて公定し、続く豊臣秀吉は主要金銀鉱山を直轄管理すると共に、産出する金銀を基に品位を保証した金銀貨（判金）の鋳造を行った。

・佐渡では豊臣政権下において天正 17 年(1589)に上杉氏が一島を支配すると、島内の鉱山を掌握し、新たな鉱山技術を積極的に取り入れるなど大規模開発へとつながった。例えば、西三川砂金山では開発が進んだ結果、毎年 3 駄の砂金が伏見城へ納められるまでとなり、貨幣経済の一端を担った。

・17 世紀初めに成立した徳川幕府は、豊臣氏の政策を継承し、貨幣経済の基となる主要金銀鉱山を直轄管理するとともに、改めて国内のみならず対外貿易にも対応可能な金銀銅貨の再整理を行って、世界にも希な金・銀・銅による三貨制度が成立した。

・徳川幕府は、佐渡一島を直轄地化し、国内でも有数の有力金銀鉱脈を持つ相川の地に佐渡奉行所

を設置して金銀の生産を徹底的に管理するとともに、元和 7 年(1621)には島内で産出する金を素材として小判製造まで一貫して行う体制が整えられた。

・佐渡ではこうした国内経済における金銀需要の一層の高まりと戦乱後の秩序の回復に呼応して、16 世紀末から 17 世紀初めにかけて相川を中心とする金銀山の開発と生産量の急増とともに人と物、情報が急速に押し寄せ、人口が急激に増加し交流が生みだされたことで、様々な文化が花開き、現在の佐渡文化の基底の一部を形作った。

・明治 2 年に官営「佐渡鉱山」となると、西洋の技術を導入した近代化が図られ、様々な施設が建造された。

・昭和 10 年代には戦費を賄うための国策として大増産に転じ、稼働期間を通じて最大の年間産金量を稼ぎだした。しかしながら、その無計画な操業により生産量が減少し、昭和 28 年(1953)の大縮小決定を経て、平成元年に休山するに至った。

・近世から近現代に至る約 400 年間の長期間にわたって、国策の下、一貫して貨幣素材としての金銀を生産し続け、平成元年の休山後もその営みは、現在の景観へと受け継がれている。佐渡金銀山遺跡は、このような歴史の営みを史跡を通じて理解できるとともに、文献や絵画資料など記録類も膨大に残り、多角的な研究を可能としている。

○中近世から近現代にかけて 400 年の金銀生産活動における各段階を代表する遺構が鉱山ごとのまとまりを持ち、広大な遺跡が広域に点在して分布する。

・西三川砂金山跡は 16 世紀末以降の産金に係わる遺構や集落が、約 28 万㎡の山間部に遺存する。とりわけ近世期に発達した独自の砂金採取システム「大流し」に関連した遺構が良好に残る。明治 5 年(1872)の閉山後も鉱山関係者の多くは生業を農業へと転換したものの、集落形態が現在も引き継がれている（重要文化的景観「佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観」)。

・鶴子銀山跡では約 172 万㎡の広大な山林において、沢ごとにまとまりを持つ広域な採掘域群と鉱山集落跡、これらを統括する代官屋敷跡などからなり、それぞれ独立したエリアとして造成された地形が良好に遺存している。これまでの調査成果から、これらの土地利用の在り方からは採鉱・選鉱・製錬、管理・経営といった分業制がみてとれる。また、明治時代以降、昭和 21 年(1946)の閉山に至るまでには近代化が図られ、竪坑の開削や近世期の坑道の再開発が行われている。鶴子銀山と隣接した場所に相川金銀山は立地し、鶴子を稼いだ山師が相川の有力鉱脈を発見したとの伝承もあることから、相川金銀山の前史としても重要である。

・相川金銀山は佐渡で最大面積を持つ鉱山であり、江戸期以降は島内で最も重要な鉱山に位置付けられる。史跡指定地は約 303 万㎡で、そのうち 8 割以上が急峻な斜面地や山林からなる採掘域と初期鉱山集落跡（上相川地区）及び寺町（上寺町地区）である。採掘域は近世から平成元年(1989)の休山に至るまで、場所や方法を変えながら採掘が行われた。江戸時代初期に最盛期を迎えた後、坑道が深く掘られるにつれて排水作業に悩まされるようになると、江戸時代中期には坑内排水の為に延長約 1 ㎞の南沢疎水道が掘削され、現在に至るまで機能している。江戸時代初期に直轄地として全島を掌握した徳川幕府は、海岸部に近い緩斜面段丘の先端に鉱山経営の拠点として佐渡奉行所を設置し、インフラの整備と沿岸部の埋め立てを行い、計画的な町づくりをおこなった。このときに形成されたまち並みは近代の変容を経て現在の相川市街地へと引き継がれている（重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」)。市街地には町民に時を告げる鐘楼や、初代佐渡代官大久保長安の逆修塔や代官河村彦左衛門供養塔が残されている。また、沿岸部には主に鉱山臼の石材として利用され、市街地の建築材にも使われた石を切り出した石切場が残され

ている。明治時代以降には西洋の技術が取り入れられた施設が大立地区、高任・間ノ山地区、北沢地区、大間地区、戸地地区に次々と設置されたほか、鉱山経営の拠点として御料局佐渡支庁が北沢地区に置かれた。これらの近代化施設の建物の一部は重要文化財（旧佐渡鉱山採鉱施設）にも指定されている。

○鉱山技術が理解できる。

・島の誕生の歴史と共に形成された砂金鉱床と鉱脈鉱床というタイプの異なる２つの鉱床によって、砂金採取と金銀鉱石採掘という二系統の生産技術が発展した様子を見ることができる。

・中近世の佐渡金銀山では、大流し砂金採掘法（西三川砂金山）や横相（鶴子銀山・相川金銀山）、灰吹法（鶴子銀山）・焼金法（相川金銀山）など金銀生産活動における当時の最新技術の導入が図られた。

・中近世の遺構として、露頭掘り跡や測量・採掘技術を駆使した横相を含む坑道掘り跡などの採掘跡、選鉱、製錬といった金銀生産の一連の工程を示す遺構が残る。

・明治時代以降は、西洋から技術を導入した近代化（機械工業化）が進められ、その後も採鉱・選鉱・製錬の各分野における最新技術の研究が続けられるなど、国内鉱山を技術的に牽引したリーダー的存在であった。

○鉱山経営（金銀生産システム）が理解できる。

・中近世では、中世末～近世前半の家内制手工業（鶴子銀山跡・上相川地区）から近世の工場制手工業（佐渡奉行所寄勝場）へと至る新しい形態の鉱山経営手法が導入され、奉行所を中心とした経営体制が発展・確立した。

・採鉱、選鉱、製錬に関する遺構の他、鶴子銀山代官屋敷跡や佐渡奉行所跡、西三川砂金山役宅跡、金子勘三郎家などの鉱山経営・管理に関するシステムの全容を示す遺構が残る。

・近代に建造された施設には、採鉱、選鉱、製錬の各工程における中心的な施設のほか、各工程への動力供給、物資の運搬に関わる施設など、鉱山経営を構成する要素が一部ではなく施設群として残り、システム全体を理解することが出来る。

○鉱山を支えた人々の生活が理解できる。

・金銀山の発見・開発は、全国各地との人や物の交流を活発化し、鉱山の繁栄とともに近隣には鉱山集落が形成・発展していった。鶴子荒町遺跡や上相川地区等の集落跡、鶴子銀山代官屋敷跡・佐渡奉行所跡・西三川砂金山役宅跡・金子勘三郎家等の管理施設跡、上相川地区・上寺町地区の寺院跡や西三川砂金山大山祇神社等は、鉱山を支えた人々の暮らしを今に伝える上で欠かすことのできない遺跡である。

・中でも佐渡金銀山遺跡を代表する相川周辺の遺跡群は、豊かな金銀鉱脈を内包した山間部から、それに連なる海成段丘上及び海岸部の帯状の平地を経て海へと至る高低差の著しい地形の中で、中近世から近現代の金銀生産に係る遺跡を中心として、鉱山の管理運営に係る遺跡、人々の生活や信仰に係る遺跡などが、山から海へと有機的に連続する形で残存する。

	鉱山技術			鉱山経営			暮らし		
	西三川砂金山	鶴子銀山	相川金銀山	西三川砂金山	鶴子銀山	相川金銀山	西三川砂金山	鶴子銀山	相川金銀山
中世～安土桃山	露頭掘りか	初期採掘域 製錬炉	－	（上杉支配）	鶴子銀山代官屋敷跡	－	大山祗神社	鶴子荒町遺跡	－
近世	大流し （立残山、五社屋山、虎丸山、金山江）	分業制による土地利用 （採掘域、選鉱、製錬）	相川金銀山跡 道遊割戸 宗太夫間歩 南沢疎水道 吹上海岸石切場跡 片辺・鹿野浦海岸石切場跡	金子勘三郎家 金山役宅跡	鶴子銀山代官屋敷跡 （佐渡奉行所支配）	佐渡奉行所跡 大久保長安逆修塔 河村彦左衛門供養塔 鐘楼	（笹川集落）	鶴子荒町遺跡	上相川地区 上寺町地区 （重文景　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観）
近現代	－	鶴子抗 （機械化）	戸地地区（発電所） 大間地区 大立地区 高任・間ノ山地区 北沢地区	－	－	御料局佐渡支所跡	（重文景　砂金山由来の農山村景観）	鉱山技術	（重文景　佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観）

図 2-89：史跡の価値と要素の対応関係